

一般事業主行動計画（一般事業主行動計画策定・変更届）

平成28年5月15日  
医療法人有仁会守山友愛病院

守山友愛病院は、次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を公表いたします。

●次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から10年間かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

●一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

●守山友愛病院 一般事業主行動計画

すべての従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年5月15日から平成33年5月14日までの5年間

2. 内容

◇妊娠中の労働者および子育てを行なう労働者等の職業生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

◇働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

以上